

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和元年6月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900003号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900009号

## 第1 結論

昭和42年4月から同年6月までの期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和44年11月から昭和45年6月までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年4月から同年6月まで

② 昭和44年11月から昭和45年6月まで

私は、請求期間①については、A社で正社員として、また、請求期間②については、C社で臨時工として勤務していたが、いずれも厚生年金保険の記録がないので、年金給付に反映する記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社で正社員としてD製品を運搬する業務を行っていた旨主張しているところ、B社の事業主は、請求期間①に係る資料の保管はなく、請求者の勤務について不明と回答している上、請求期間①当時の事業主2名は既に死亡していることから、同社に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、A社における同僚の氏名を記憶していない旨回答及び陳述しているところ、請求期間①において、同社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者はいない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求期間①に係るA社の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に、請求者の氏名はなく、健康保険の番号(整理番号)に欠番もない。

請求期間②について、請求者は、C社で臨時工として、自動車部品の仕上げ作

業を行っていた旨主張しているところ、オンライン記録によれば、同社は既に全喪している上、請求期間②当時の事業主は死亡しており、同社の全喪時の事業主は、請求期間②に係る資料の保管はなく、請求者については全て不明である旨回答していることから、同社に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、C社における同僚の氏名を記憶していない旨回答及び陳述しているところ、請求期間②において、同社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者はいない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求期間②に係るC社の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録に請求者の氏名はなく、健康保険の番号（整理番号）に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。